

事務連絡
令和元年（2019年）12月12日

佐賀県産業資源循環協会
佐賀県行政書士会 御中

佐賀県循環型社会推進課

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う各種申請に係る添付書類の取扱いについて（廃棄物処理法・自動車リサイクル法関係）（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日に施行されることに伴い、当課における申請等の取扱いを次のとおりとします。

記

- ・今回の法改正は、成年被後見人及び被保佐人を一律に欠格要件に規定せず、「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」を欠格要件とすることに改めるものです。
- ・これに伴い、欠格要件を審査するために県が必要と認め、特定の書面の提出を個別に指示した場合には、その書面の提出を求めることとします。
- ・従来求めていた、「登記されていないことの証明書」については、一律に求めることは行いませんので、申請時に県から個別の指示があれば、それに従ってください。
- ・法改正に伴い、自動車リサイクル法関係の誓約書の様式が変更になります。なお、廃棄物処理法関係の誓約書については、変更ありません。
- ・法改正後、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者又はその役員等が、「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」に該当するに至ったときは、遅滞なく、県に届け出なければならないこととされていますので、ご留意ください。
- ・この取扱いは、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に関係して、当課において取扱う申請等に限って適用されるものですので、他の自治体、他法令に係る申請等については、個別にお問い合わせください。

産業廃棄物担当 井上
0952-25-7108